

● 放送通信委員会告示 第 008-108 号

「電波法」第 46 条及び第 57 条に従って、放送通信機器 型式検定・型式登録及び電磁波適合登録に関する告示(放送通信委員会 告示第 2008-33 号、2008.5.19)の一部を次のように改定し告示します。

2008 年 8 月 7 日
放送通信委員会委員長

放送通信機器 型式検定・型式登録及び電磁波適合登録に関する告示を一部改定

「放送通信機器 型式検定・型式登録及び電磁波適合登録に関する告示」の一部を次のように改定する。
別表 5 を別紙と一緒にする。

付則

第 1 条(施行日) この告示は 2008 年 11 月 1 日から施行する。

第 2 条(経過措置) ①この告示の施行当時、従来の規定によって表示された認証表示は、別表 5 に従って表示された認証表示としてみなす。

②この告示の施行当時、すでに受付され審査中の申請に関しては、従来の規定に従う。

[別表 5]

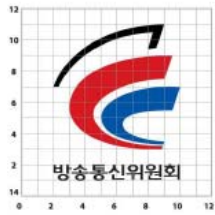
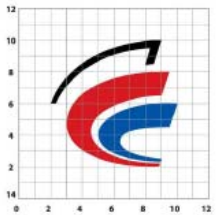
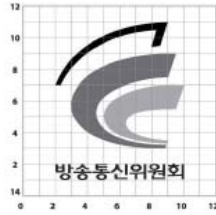
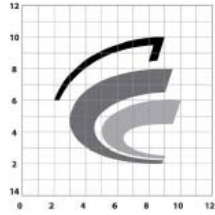
認 証 表 示(第 7 条第 2 項関連)

1. 認証表示の模型

1) 基本模型

カラー		白黒	
7mm 以上の場合	7mm 未満の場合	7mm 以上の場合	7mm 未満の場合
 방송통신위원회 認証番号:XXX-YYYYYYYYYYYYYY	 認証番号:XXX-YYYYYYYYYYYYYY	 방송통신위원회 認証番号:XXX-YYYYYYYYYYYYYY	 認証番号:XXX-YYYYYYYYYYYYYY

2) 大きさと色

カラー		白黒	
 방송통신위원회		 방송통신위원회	
黒  Pantone Black CVC/CMYK K100 赤  Pantone 485 CVC/CMYK M100 Y100 K10 青  Pantone 661 CVC/CMYK C100 M75		黒  Pantone Black CVC/CMYK K100 灰色  Pantone DS325-3C/CMYK K70 明るい灰色  Pantone DS325-6C/CMYK K40	

2. 表示方法

- 1) 認証表示は、機器の材質によって、刻印、ステッカーまたは印刷等の適切な方法で製作し、機器ごとによく見える場所に貼らなければならない。
- 2) 認証表示の大きさは、認証された機器の大きさによって、同一の比率で縮小又は拡大ができ、製品の特性によってはカラーと白黒を選択し適用する事ができる。
- 3) 認証表示の横幅が 7mm 以上の場合は、認証表示内の図案と認証番号の間に‘放送通信委員会’の文字と一緒に表示しなければならない。
- 4) 小型の製品で、第 1 号の規定通り表示ができない場合は、
 - ① 製品の包装に認証表示を貼る。
 - ② 製品本体に申請者の識別符号、又は、図案のみを表示することができる。
- 5) 申請者の社名、機器名(モデル名)、製造年月、製造者/製造国、申請者の識別符号を包装又はユーザマニュアルに表示しなければならない。
- 6) 認証番号の取り付け方

区分	内容
XXX (申請者の識別符号)	第 5 条第 1 項の規定によって、申請者が所長に申請した識別符号 3 桁
YYYYYYYYYYYYYY (製品の識別符号)	第 5 条第 1 項の規定によって、認証申請人が認証申請の際、製品に付与する識別符号 14 桁

※ 注意事項

- ・ すべての符号は英字と数字のみ使用できる。但し、製品の識別符号に‘-’は使える。
- ・ 製品の識別符号は、モデル名またはモデル番号が入っていなければならない。また、14桁以内に表示しなければならない。
(例) 申請者の識別符号が A12、製品モデル名が CDEF-7650 の場合：
A12-CDEF-7650
- ・ 電磁波適合登録の場合、認証番号の最後に、業務用機器は、“(A)”を、家庭用機器は“(B)”を表示する。